

会議の 公開・非公開の別	非公開	【開催日】令和2年5月20日（水） 【時 間】書面開催（新型コロナウイルス感染症対策のため） 【場 所】書面開催（新型コロナウイルス感染症対策のため）		
会議録の 公開・非公開の別	公開			
※ただし、新型コロナウイルス感染症対策のため、会議は書面開催とし非公開で実施				
【名称】令和2年度第2回岸和田市指定管理者審査委員会				
【出席者】○は出席、■は欠席				
中川	山本（宏）	相川	池内	山本（政）
○	○	○	○	○
《施設所管課》魅力創造部文化国際課 《事務局》財務部行財政改革課				
【議題等】 1. 自泉会館の審査基準等の審査 2. その他				
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年4月7日に政府より大阪府に対し緊急事態宣言が発出され、同年4月22日に予定されていた令和2年度第1回岸和田市指定管理者審査委員会は中止とした。 緊急事態宣言が5月31日まで延長されることが政府で決定されたことから、令和2年度第2回岸和田市指定管理者審査委員会は、委員全員の承諾のうえ、審査を急ぐ案件のみ書面開催による会議を実施した。 1. 自泉会館の審査基準等の審査 施設所管課にて作成した自泉会館の審査基準、募集要項及び仕様書等について、書面にて各委員へ送付し、それらに対する質疑及び意見の提示があった。 【質疑・意見概要】 委 員：募集要項3ページ「4 指定管理者が行う業務の範囲」として「文化芸術に関する集会、講演会、展示会、発表会等を開催すること」と定めており、これは運用指針における指定管理業務の指定事業又は企画提案事業に当たると解されるが、その内容について参照先としている業務仕様書5ページ「4 館で実施する事業の運営に関する基準」における「(2)文化芸術に関する集会、講演会、展示会、発表会を開催すること」の項目には「この事業は自主事業として扱う」と記載されている。両者は極めて近似した内容が記載されており、所管課は、運用指針に示されている指定管理業務たる指定事業、事業者からの企画提案事業、これら以外の独立採算で実施する自主事業を、それぞれきちんと区分できているのか。また、この内容で応募者が正確に区分できるのか。 委 員：先の委員と同様の意見で、運用指針で定めた指定管理業務内の「企画提案事業」と「自主事業」との区分ができていないように思う。募集要項11ページに「文化振興を目的とした自主事業は、指定管理者自身により自己評価（中略）この自己評価は、岸和田市文化振興審議会において、審議の対象となります」とあるが、会場を使う文化振興の自主事業は「文化 花				

咲かそう推進プラン」に則る必要があり（募集要項7（ウ））、さらに審議会の評価対象であるなら、企画提案事業ではないかと考える。

所管課：自泉会館の指定管理者制度の導入については、館の規模や採算性の観点から利用料金制を採用していない。その上に立って、委員のご質問にある募集要項3頁の指定管理者が行う業務の範囲、ウに示す事業の運営に関する業務の内容として示している「文化芸術に関する集会、講演会、展示会、発表会等を開催すること」を位置づけているが、指定管理業務の指定事業でも企画事業の位置づけでもなく、自主事業（自主的な文化芸術事業）として、指定管理者の自己の責任と費用において実施すべきものと位置づけている。

本来、指定事業として位置付けられるべき事業については、市として、自泉会館の特性を活かした事業展開を図る観点から、現在、指定管理者である文化事業協会への委託事業として実施している。新たな指定管理者の選定後においても、指定管理者にこだわることなく引き続き適切な団体等へ委託することで事業実施していくこととしている。したがって、指定管理者による自主的な文化芸術事業については、指定事業ではないと考えている。

現在の指定管理業務においても、事業実施の経費は見込んでおらず、新たな指定管理者募集においても、指定管理料の中に経費を見込むことは考えていない。また、事業を示して具体的な方法等まで、詳細の企画提案を求めるものではなく、市民が文化芸術に触れ合う機会の創出の観点から、自主的な事業の実施を希望しているものであり、企画提案事業としての位置づけではない。

自主事業については、原則として施設の設置目的に沿うものに限られるべきものであると示されていることを踏まえ、当該自主的な文化芸術事業は、施設本来の設置目的に沿うものとして、自主事業の実施を募集要項において希望しているもの。特に、自泉会館については、文化振興計画に位置づけられている『音楽堂としてのホールの特性や小規模な展示場を活かし、市民が気軽に触れ合い、楽しめる身近なコンサートの開催や小規模な展覧会など、市民が身近に文化芸術に触れる機会を提供する役割を担っている』ことを踏まえ、指定管理者が自ら行う自主的な文化芸術活動に伴う施設使用料は免除することで、収支差による損失や多額の費用をかけることなく、文化芸術活動を指定管理者自らの責任と費用でできることが可能であるとの判断のもと、自主事業としている。

以上のことを踏まえ、募集要項及び仕様書の一部を適宜修正するものとする。

委員：先の委員が指摘されている事業の区分について、以前担当課の説明では、岸和田文化事業協会が行う200万円程度の文化事業のほかに、指定管理者の自主事業として文化事業を行うという説明であったと記憶している。岸和田文化事業協会の文化事業は予算化されているのに、指定管理者の文化事業は自主事業でというのはどうかと思う。これはそもそも、自泉会館を指定管理による施設としていることに問題があるのではとも感じている。岸和田文化事業協会の行う委託事業以外に指定管理者が行う文化事業は、全て自主事業ととらえてよいのか。また、岸和田文化事業協会が行う委託事業及び自主事業として行う事業はそれぞれどれくらいのボリュームか。自主事業として行った事業の収支状況はどの程度か。

所管課：岸和田文化事業協会へ委託している事業については、市として、自泉会館の特性を活かして実施すべきと考える事業について委託しているもので、この委託事業とは別に指定管理者が自ら行う自主的な文化芸術活動は自主事業と判断している。岸和田文化事業協会へ現在委託

している事業は、市が自ら自泉会館の特性を活かした事業の実施を目的として行っているものであり、仮に指定管理者が変更となった場合においても、市の事業として、適切な実施主体に委託するなどして実施していくこととする。

指定管理者が自ら行う自主的な文化芸術活動については、市内で活躍している団体や個人を、市民に広く紹介する場として、館の使用料を免除することで、自主事業においても実施できるものと考えている。

そのような市民とのつながりの中で、自主事業を実施できる指定管理者を選定いただきたいと考えている。

また、岸和田文化事業協会の令和元年度の自主事業は 13 事業を実施し、収支差は大きくない状況である。

委員：他の委員の意見にもあるが、仕様書 6 ページ（2）の項目の意味するところが不明。また、現指定管理者である岸和田文化事業協会以外の事業者が指定管理者になった場合、その事業者が行う文化振興事業はすべて「自主事業」となり、市が文化事業協会へ委託事業として自泉会館で事業を行わせる場合、会場使用料を支払ったうえで実施するということなのか。もしくは、市の委託事業であるので、会場費は減免のうえ実施させるということなのか。公募により募集する以上、特定の事業者が有利になるような仕様書にはしないほうがよいと思われる。

所管課：仕様書 6 ページ（2）の表記については、修正したところである。また、ご指摘のとおり、公募である以上、ある特定の団体が有利となる、有利と感ぜられることは避けるべきである。

委員：自主事業について、事前の市との協議による許可のもと、文化芸術以外の自主事業の提案が可能になったとあるが、どのような事業が想定されるか。

所管課：文化芸術振興以外の自主事業としては、たとえば、自泉会館の館内外の写真を使ったクリアファイルやカレンダー、グッズ類など、館の来館者はもとより、周辺地域に訪れた観光客にもできるような物販をイメージしている。ただし、建物は文化財であるため、設計者の意匠・意図を逸脱するような提案は厳しいと考えている。

委員：今回の変更点である自主事業を文化芸術以外にも広げたことはいいと思われる。そもそも「文化」とはなにを指すのかは人によりその範囲が異なるものであるので、とりあえず提案させる考え方が妥当と思われる。自泉会館の設置目的は『文化芸術活動の振興』が根本であり、大きく逸脱しない自主事業（募集要項では一定の制限・歯止めもあるので）に限っては認めても問題ない考える。ただし、他の委員の指摘にもあったように「指定事業」、「企画提案事業」、「自主事業」の区別は、応募者の混乱を避けるためにも、市側がハッキリ区別しておくべきもの。

所管課：現指定管理者において実施しているフレッシュコンサートなどは、収支差が少なく実施できている事業であり、指定管理者の事業手法によっては、自主事業である指定管理者自ら行う文化芸術活動においても、事業展開が図られるものと考えているほか、館の設置目的に大きく逸脱しない範囲での物販なども自主事業として展開できるものと考えている。

委員：建物は築８５年を経過していることから、建物自体で補修等の必要のある箇所（５万円を超えるので市の負担での修理になると思われる）について、市で事前に調査し、今後の修理予定等についてあらかじめ募集要項等に記載しておくのが望ましいと考える。

所管課：自泉会館は、令和元年度に耐震診断を行い、耐震性は問題がないとの結果が出ている。現指定管理期間中においても空調設備など必要な投資は行ってきており、現在、大きな不具合はない状況。文化財という特性を活かしながら館を運営してもらうことを要望しており、現在の館の状況から、次期指定管理期間中において、大きな修繕等は予定していない。

委員：募集要項の９ページ（４）申請書類の受付（ソ）で、「株式会社」と「公益法人」のみの記載となっており、一般社団法人、ＮＰＯ法人及び社会福祉法人等が除外されたようになっているため、修正願いたい。

またキャッシュフロー計算書等は必ずしも法定必要書類でないケースもあるので、欄外の注書に『※上記の内、法令で要求されていないものは除外することも可能ですので事前確認してください』などを追加してはどうか。

また、この指摘は他の所管課でも再度指摘しなくていいように、横断的にチェック頂きたい。

所管課：ご指摘のとおり、要項募集要項のＰ９の（４）申請書類の受付（ソ）では、株式会社と公益法人だけの表になっており、その他の一般社団法人やＮＰＯ法人、社会福祉法人等が除外されたようになっているため、必要な修正を行う。また、キャッシュフロー計算書等の取扱いについても、ご指摘のとおり加筆することとする。

委員：審査基準について、「⑦施設。設備の維持管理の内容は適切か」とは、維持管理の仕方などを意味しており、また、「⑧施設。設備の維持管理の安全管理体制は適切なものか」は、主に人員体制を問題にする項目との理解でよいのか。

所管課：審査の視点に関し、⑦の項目についてはお見込みのとおり。なお、⑧の項目については、主に人員体制とともに、緊急時の危機管理体制に対することも想定した項目としている。

委員：審査基準について、配点が⑥から⑩まで一括して３０点となっており、その採点が困難であるため、項目ごとに細分化した配点を示して頂きたい。⑪から⑮も同様に項目ごとの配点とし頂きたい。⑯の法令順守の取組状況は、点数評価ではなく適否での判断とすべきではないか。⑰も同様。また、指定管理者からの事業提案能力などの評価考慮し、⑱及び⑲の配点は、⑳及び㉑と同等の配点（２つで２０点）とすべきではないか。

委員：先の委員と同様の意見で、審査項目ごとの細分化した配点を要望する。

委員：審査基準の「項目」と「配点」に違和感を覚える。現状は例えば（３）から（６）の１１項目について合わせて３０点等となっているが、小分けにしたほうが採点は容易。その際、重みづけも必要。また（１）の①②③以外にも、例えば㉒法令順守や㉓再委託の内容などは「適・否」にしたほうが良いと思われる。新設された（１１）文化振興の役割について２０点配点されているが、賑わいの効果は評価が難しく、配点が高すぎるように思う。

所管課：採点を頂くにあたり、配慮が足りず大変申し訳ない。ご指摘のとおり、審査項目ごとの配点とするよう変更する。あわせて、㉒法令順守、㉓個人情報の各取組みについては、「適・不

適」へ変更する。また、⑳再委託の内容についても「適・不適」へ変更とする。

㉓は、指摘のとおり評価が困難と思われるが、岸和田城周辺の賑わいづくりにむけた取組みに対する評価をお願いしたい。㉑及び㉒と、㉔及び㉕は、同等の配点であるべきとのご意見と、一方、配点の20点が高いとのご意見から、双方の項目を同等の配点とし、15点に変更する。

委員：審査基準について、「㉑職員配置体制や責任体制は適切か」に対して、組織図（配置図）勤務ローテーション表、指定管理業務とその他業務の従事割合表の添付を要望する。

「㉔金融機関、出資者等の支援体制は十分か」の項目は必要か。「㉕団体の財務状況は健全か」の項目以上に確認する必要が想定されているのか。また、採点できる財務関係資料が提出されるのか。

所管課：職員体制については、様式第3号㉑で組織図を、様式第3号㉒で勤務ローテーション表を用意している。なお、ご意見を受け、指定管理業務とその他業務の従事割合表がわかる様式第3号㉓を追加する。審査項目の㉔については、団体の財政状況がわかる書類の提出を求める。審査項目の㉕は、削除とする。

委員：公募により募集する仕様書としては、岸和田文化事業協会がどの程度ホールを使用（金額よりも使用する日数等物理的占有度が問題となる）するのも定かではなく、自主事業を積極的に提案（企画提案事業と自主事業はこのケースでは同一視されると解釈する）することは非常にハードルが高いと思われる。市が委託する予定の指定事業内容（ホール占有予定日や日数等）や物販可能スペースの具体的範囲などは、少なくとも第三者向けの仕様書としては必要ではないか。

所管課：市が現在文化事業協会へ委託している事業は、おおむね年3～4回程度の実施で、自泉会館の貸館状況を考慮の上、日程を決定している。また、市による占有については、「岸和田市文化祭」事業として、展示室場を10月中の30日間に使用している。なお、現指定管理者である岸和田文化事業協会に対し、優先的な占有使用を認めているわけではなく、ホール等の使用状況等を考慮して、自主的な事業を実施するように指導しているところ。

以上から、委員ご指摘のとおり、金額の提示よりも、市が実施する委託事業に関しては、その日数や会場の占有度の提示が必要ではないか、とのご意見を受け、応募者への配付資料に受託事業の実施状況を提示するものとする。なお、自主事業に関しても配付する。

指定管理料としては、事業費等を盛り込むことは想定しておらず、利用料金制を採用しているものでないことから、自主的な文化芸術事業についても、館の有効活用の範囲で、貸館状況を考慮して実施していただくことを想定しているため、公募の障害になるものとは考えていない。

また、市による占有使用についても同様に、特定の団体、業者が有利になるものではないと考えている。

物販可能スペースについては、事務室で行う又は自主事業に合わせて展示室等で行うかは事業者の提案によることを想定している。ただし、常設の場合、貸館対象であるホール、展示室、2階会議室の各室内は不可であること、ならびに共有スペースの廊下のうち、人の導

線を妨げない範囲内において可能と考える。

委員：「株式会社、公益社団法人・公益財団法人以外の団体にあつては、団体の収支がわかる書類。」を「株式会社、公益社団法人・公益財団法人以外の団体にあつては、団体の財務状況がわかる書類（貸借対照表及び損益計算書またはこれらに準ずるもの）。」に変更頂きたい。「収支」のみだと損益計算書を指し、貸借対照表は入らないのが一般的である。

委員：今回の募集内容に企画提案事業はなく、自主事業はあくまで任意の提案であり、現指定管理者である岸和田文化事業協会が申請してくる場合の自主事業も、別途市から委託されている委託事業とは切り離すものとの理解でよいのか。また、これらのことから、審査基準として設定している「⑩館の特性を活かした取組みについて（自主事業を含む活用方針等）が適切か」は、提案自体が任意となる項目なので、「基礎点」ではなく「加点」の扱いぐらいが適当ではないか。

所管課：自主事業に関して、お見込みのとおり。⑩の自主事業を含む活用方針等が、応募者の任意提案となるため、「⑨提案された指定管理業務が、施設の設置目的や市の管理運営方針を理解した内容であるか」及び「⑩館の特性を活かした取組みについて（自主事業を含む活用方針等）が適切か」の2項目で合わせて15点の配点であるところから、⑨の配点として10点、⑩の配点として5点とし、個別に採点するよう変更する。自主事業の提案があくまで任意であることを踏まえ、⑩の配点を高くすることは任意とは捉えられないため、この点数とする。

以上